〇 総務省 告示第一号

示 第 郵 政 __ 号 民 営 郵 化 政 法 民 平 営 成 化 + 法 第 七 年 百 法 八 条 律 第 第 九 号 + 七 \mathcal{O} 号) 規 定 第 に 基 百 づ 八 < 条 第 般 号 \mathcal{O} 金 \mathcal{O} 融 規 定 機 に 関 が 基 な づ き、 1 市 亚 町 村 成 \mathcal{O} + 九 区 年 域 を総金 務融 定 8 省庁 告 る

令和四年九月二日

件

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

し

令

和

兀

年

九

月

九

日

か

5

施

行

す

る。

金融庁長官 中島 淳一

総務大臣 寺田 稔

対 傍 規 象 線 定 次 規 を \mathcal{O} \mathcal{O} 定 付 傍 表 کے 線 に L L た を ょ 7 り、 規 付 移 定 L た 動 改 以 部 正 L 下 分 前 改 \mathcal{O} 欄 正 対 に ょ う 後 象 掲 欄 に げ 規 定 る 改 に 掲 規 \Diamond げ と 定 る 改 1 \mathcal{O} う。 対 傍 正 象 前 線 規 欄 を 定 付 は 及 で \mathcal{U} L 改 た 改 改 部 正 正 正 前 分 前 後 を 欄 欄 欄 ک に に に 掲 れ 対 れ げ 応 に 12 る L 順 対 対 7 次 応 掲 象 対 す 応 規 げ る す 定 る ŧ を そ る 改 \mathcal{O} \mathcal{O} 改 を 正 標 正 掲 後 記 後 げ 欄 欄 部 7 に に 分 撂 撂 に 1 な げ げ 1 る 重 る

t

 \mathcal{O}

は

れ

を

加

え

る。

考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	一 北海道古宇郡神恵内村及び余市郡赤井川村の区域	改正後
30	中縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、八重山郡竹富町の区域 を	改正前